

緊急連絡

小規模多機能型居宅介護の初期加算の算定について

標記の加算について、多くの連合会よりお問合せがあったため、今般厚生労働省へ疑義照会を行ったところ、以下のとおり回答がありましたので、ご連絡いたします。

記

(問) 中央会→厚生労働省振興課

(1) 小規模多機能型居宅介護の初期加算の算定について

6月1日に小規模多機能型居宅介護事業所に登録し、6月11日～20日まで入院し、退院後利用を継続している（入院期間中も登録を継続している）。

この場合、初期加算は入院期間を含めて30日分を算定してよいか。

(2) その他の事例の算定の考え方及び請求明細書の開始年月日の記載方法について

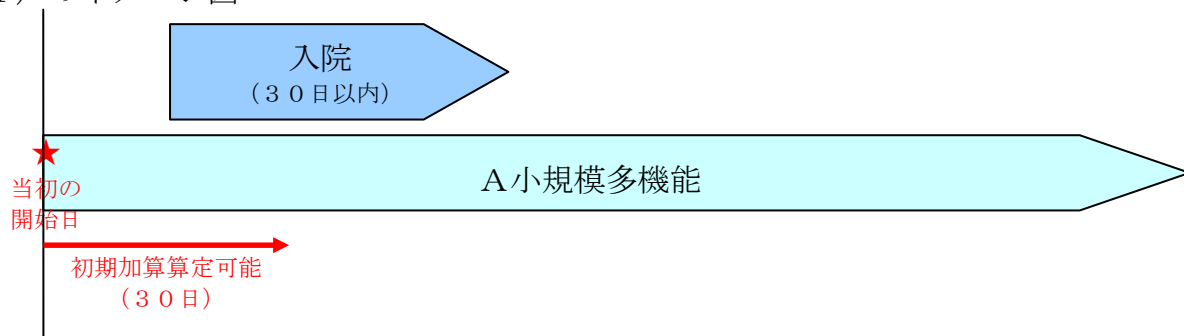
2～3ページのとおりと考えるがよいか。

(答) 厚生労働省振興課→中央会

(1) 貴見のとおり。

(2) 貴見のとおり。

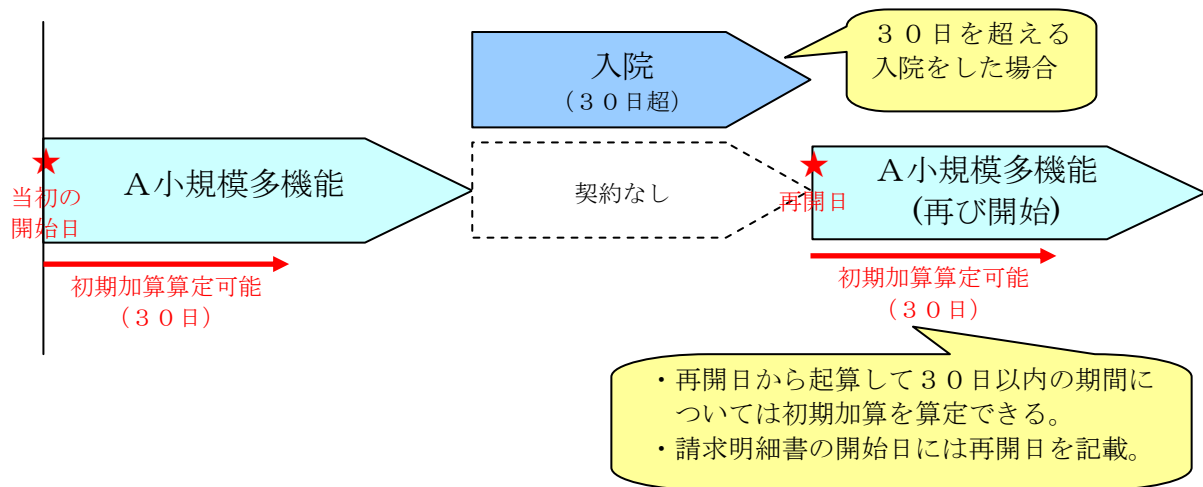
(1) のイメージ図



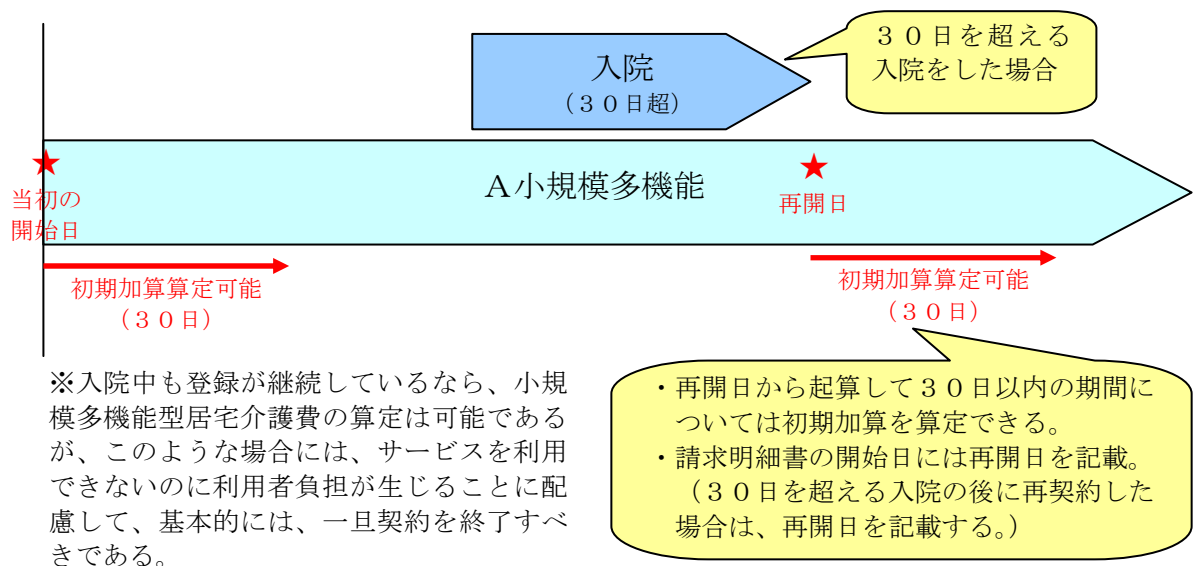
※入院中も登録が継続しているなら、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能であるが、このような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

<イメージ図（再開後に算定できる例）>

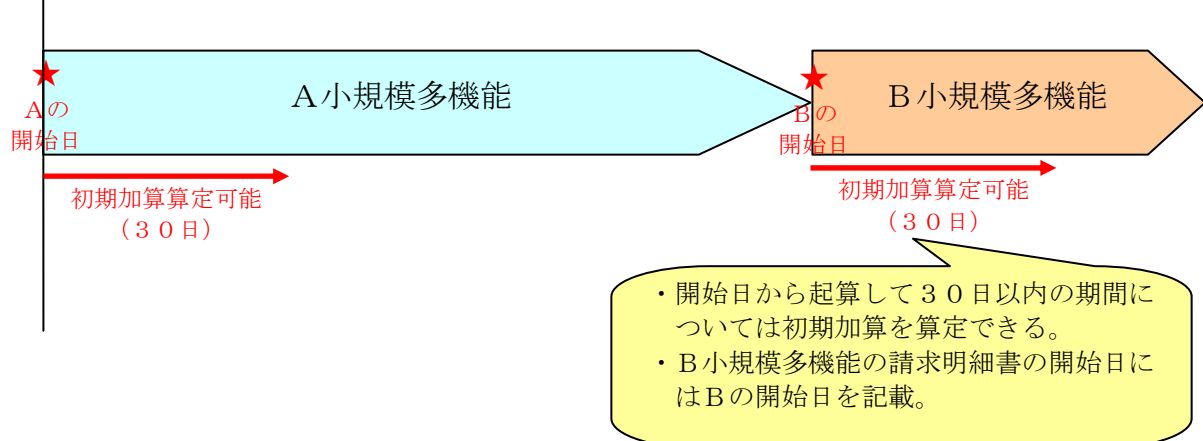
（例1）30日を超える入院をした後に再開（入院時に小規模多機能の契約は解除）



（例2）30日を超える入院をした後に再開（入院時に小規模多機能の契約は継続）

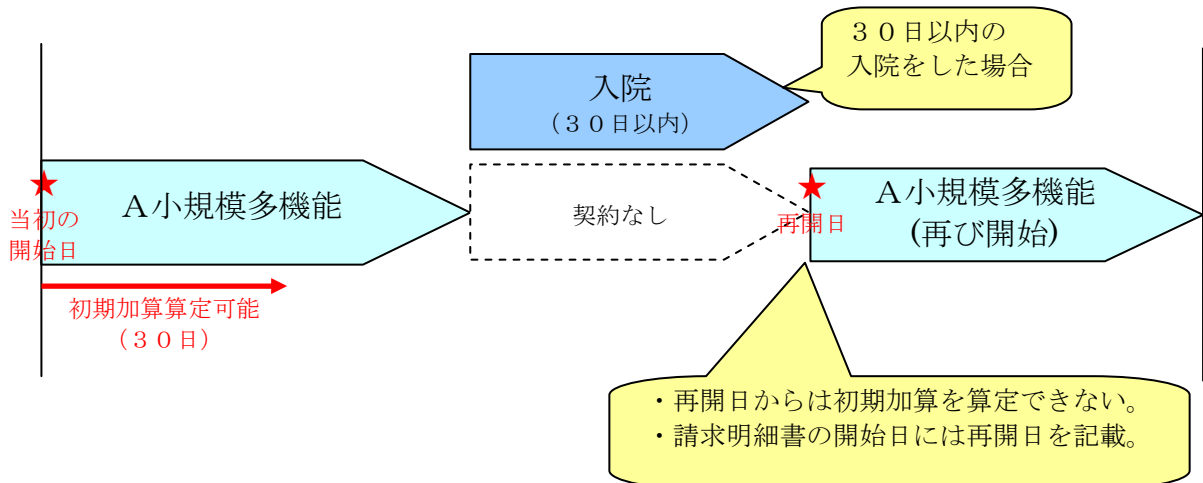


（例3）他の小規模多機能の利用を開始した後に再開

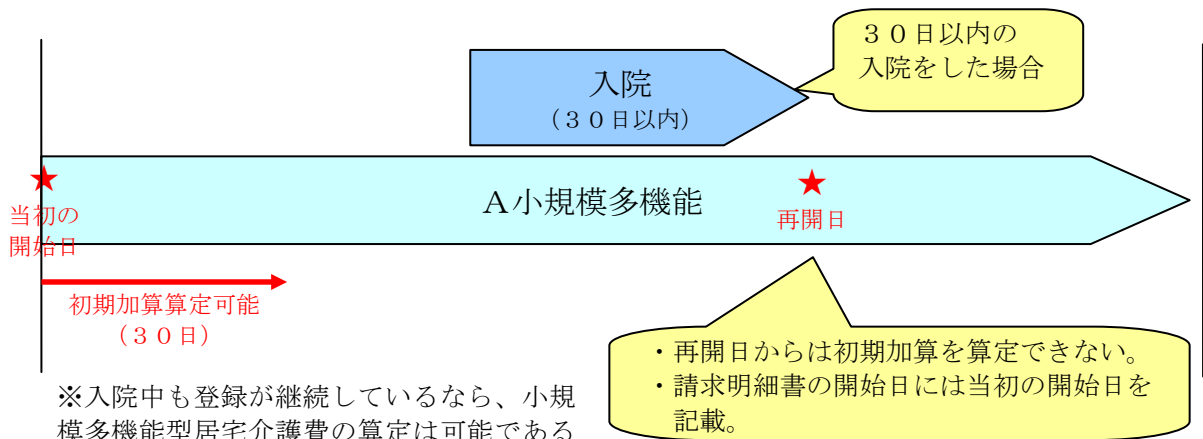


<イメージ図（再開後に算定できない例）>

（例4）30日以内の入院をした後に再開（入院時に小規模多機能の契約は解除）



（例5）30日以内の入院をした後に再開（入院時に小規模多機能の契約は継続）



※入院中も登録が継続しているなら、小規模多機能型居宅介護費の算定は可能であるが、このような場合には、サービスを利用できないのに利用者負担が生じることに配慮して、基本的には、一旦契約を終了すべきである。

（例6）いったん自宅／施設／GHに戻った後に再開

